

## 安来市 I T 企業等誘致推進業務 仕様書

### 1. 業務の名称

安来市 I T 企業等誘致推進業務

### 2. I T 企業等の定義

本業務における I T 企業等とは、①ソフトウェア業 ②情報処理・提供サービス業 ③インターネット付随サービス業 ④インターネット広告業 ⑤コールセンター業 ⑥データセンター業 ⑦シェアードサービス業 ⑧非破壊検査業 ⑨機械設計業 ⑩その他産業支援サービス業（市長が特に認める事業）の 10 業種を指す。

### 3. 目的

安来市では、少子高齢化や若者の転出拡大傾向による人口減少が続いており、若者や女性の多様な就労ニーズを満たす雇用の場の創出が大きな課題となっている。将来にわたって持続可能な地域を形成するためには、この課題の解消が求められる。

したがって本業務では、魅力ある職場や雇用の場の創出に寄与するため、専門的な知識をもつ事業者から提案を募り、安来市に不足している県外の I T 企業等の立地を促進することを目的とする。

### 4. 契約履行期間

契約締結日の翌日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

### 5. 業務内容

#### (1) 県外企業との接触機会の創出

ア 本市策定の「安来市企業誘致戦略」や企業誘致 P R 動画、本市の紹介で用いている説明資料（別添資料）等を参考に対象とする地域や業種を明確化した上で、本市が提供する最大 1,000 社の企業リストや受託者が持つ企業情報から選定した県外企業に、電話やメール等によるアポイントメント獲得に向けたアプローチを行う。

イ 上記アでアポイントメントを獲得した企業と本市職員との面談の機会を設定し、面談に立ち会う。面談する企業は本市と事前に協議の上決定する。なお、面談企業数は下記ウで実施する本市視察を 2 社以上実現するために、受託者が必要とする企業数とする。

面談開催に当たり、日程調整、企業のニーズ把握、面談前後の企業との折衝へのアドバイス、会議の設定・運営、プレゼン資料の作成等、効果的な面談の実施に向けた支援を行う。なお、面談は対面、オンラインいずれの方法も可とする。

ウ 上記イで面談を行った県外企業のうち、本市への誘致可能性が高い2社以上を招致し本市視察を行う。視察には受託者も同行する。

視察の実施に当たって必要とする参加者の旅費（交通費及び宿泊費）やその他運営に係る費用等は、本業務の委託料に含むものとする。

(2) プレゼンテーション資料作成

イベント出展時や商談時に、企業立地の奨励金や人材確保情報など安来市の企業誘致に関する情報を説明するために用いる企業向けのプレゼンテーション資料（パワーポイント等）を作成する。

(3) 協議

業務着手時及び着手以降、最低月1回程度の定例ミーティングを実施する。ミーティングは事業の進捗報告の他に、実際にIT企業等を誘致する際にどのように進めていくべきか等説明を行い、担当職員が理解を深め、自ら誘致に関する取り組みができるようにサポートする。

また、定例ミーティング以外でも市から相談があったときに随時対応できるように体制を整え、受託者の有する知識や経験から、担当職員に向け企業誘致に関するアドバイスをする。

(4) 独自提案業務

独自のノウハウやネットワークを活用し、実効性のある企業誘致につながる具体的な方法を提案し実施する。

## 6. 成果品

(1) 業務報告書、調査資料等の参考資料一式

(2) 上記の電子データ一式

(3) 上記5(2)で作成したプレゼンテーション資料

※ 電子媒体については、PDF及び加工可能なデータ（Word、Excel等）で作成したものとする。

※ 本業務における成果品及び業務履行過程で得られた記録にかかる著作権は、本市に帰属するものとし、受託者は本市の許可なく使用または流用しないこと。成果品について第三者と紛争が生じたときは、受託者の責任と費用負担において解決すること。

## 7. その他

- (1) 契約後、本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、必要に応じて双方が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、双方が協議して定めるものとする。
- (3) 本業務の実施に伴い、取得した個人情報等を本業務以外で利用してはならない。
- (4) 本業務の実施に際し、企業等との間で発生したトラブルについては受託者が責任をもって対応するものとする。
- (5) 本業務の全部または一部を第三者に委託し、請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市との協議により承諾を得た場合はこの限りでない。
- (6) 受託者が本業務の実施過程で得た誘致対象となる企業や個人の連絡先、交渉の過程の情報について、本業務完了後は、本市が誘致交渉等を継続するために利用できるものとする。